

第88回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和元年6月14日（金）13:57～16:12

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、宮川 努、野呂 順一、北村 行伸

【審議協力者】

総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

- これまでの審議を踏まえ、調査実施者から母集団情報の整備や水準修正の検討状況について追加の説明が行われた後、「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について報告があった。
- その後、答申（素案）について審議が行われ、一部の文言を修正することを前提として、部会の答申（案）とすることで了解が得られた。
なお、答申（案）については、6月の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）これまでの審議を踏まえた追加説明について

- ・ 平成27年7月分調査以降の変更にあたっては、母集団情報としては平成24年経済センサス - 活動調査結果を使用するが、水準修正は実施しないという判断であったという理解でよいか。この諮問時の部会審議では、水準修正の議論はしていなかったため、経済産業省が判断したのだろうが、今後はどうするのか。経済センサス - 活動調査の実施の都度、ベンチマーク更新を実施するという理解でよいか。
→ 今後は、経済センサス - 活動調査の調査方法が大きく変更されない限り、その実施結果によりベンチマークを更新する方針である。
- ・ 第3次産業活動指数の基準年のウェイトは、産業連関表を使用していることは理

解した。なお、基準改定期間において遡及推計した場合、また結果に断層ができるので、検討が必要ではないかという印象を持っている。

- ・ 平成19年商業統計調査以降、水準修正を実施していなかった点については、経済産業省の説明により議論が尽くされたのか疑義もあるが、今後は、新旧接続WGの方針に則って適切に処理するとの方針を部会として了解したい。
 - 今後の水準の調整については、これまでのように、かい離の発生状況をみて経済産業省が判断するというような運用は行わないという理解でよいか。
 - そのような方針である。

(2) その他の変更事項について

- ・ 調査票の提出期限については、15日より早く設定しても、公表早期化には繋がらないということであるが、限定的であっても試行する余地は考えられないか。現状のプロセスを改善すれば何らかの効果が期待できるのではないか。
 - 本調査の調査票は甲、乙、丙、丁と4種類あり、調査員調査と調査員調査以外の調査票の提出期限が異なっていた。調査票の提出期限を変更しないメリットとしては現状と変更がないという面もある一方、デメリットとしては10日では十分な回収率の確保が困難ということがある。今回は、調査員調査から郵送調査に移行することもあり、何度も督促をかける必要があることから、提出期限をどのように設定するかは悩ましいところがある。
 - 積極的に調査票の提出期限を10日にすることについて、何か支障はあるのか。
 - 大規模な郵送調査を導入することもあり、調査票の提出期限を15日に変更した上で、早め早めの督促が軌道に乗れば、提出期限の早期化への対応も可能と考えている。
- ・ 全面的に郵送調査に移行することもあるため、まずは15日を提出期限として実施し、将来的に公表の早期化余地も検討していただくということを考えられるのではないか。
 - 私も同じ意見である。まずは郵送調査を実施してみて、将来的に公表早期化を課題として検討していただきたい。

(3) 「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について

- ・ 部会よりも統計委員会で検討した方が適切かもしれないが、POSデータという注目度の高い外部情報を、本調査の代替情報として利用することができるのかという点も含めて、御意見を頂ければと思う。
- ・ 非常におもしろい結果であり、本調査に使えるように思う。現在は、企業からPOSデータを民間事業者が収集し、集計しているが、将来的には、家電大型専門店からPOSデータが経済産業省又はデータセンターに送付され、自然にデータが蓄

積されることにより、企業に対しては調査票への回答を求めないことまで想定しているのか。

- ・ POSデータを基幹統計の情報源として使うということを考えた場合、調査を実施する側のメリットと回答する側のメリットとしてどういうものがあるのか。POSデータが基幹統計調査に取り入れられた場合、誰が集計し、報告義務者になるのか、その整理も必要ではないか。
- ・ 売上高や価格、在庫等、いろいろなデータがほぼ自動的にデータセンターに送付されれば、企業に回答を求めなくても集計が可能となる。それが可能となれば、かなり調査負担も軽減されるが、そういうことも考えているのか。今回の試験調査と同じような方法だと、時間もお金もかかるように思うが、将来的な見通しはあるのか。
→ 現状では、データセンターにPOSデータを集めるという方法までは考えていない。報告企業が民間事業者と契約し、利用の了解さえ得られれば、民間事業者が本調査と同じ内容で集計してもらうことを考えている。
- ・ 様々な検討課題があるように思うが、統計委員会の別の部会で議論して、そういう仕組み作りを進めて行ければよいと思う。
- ・ 今回の試験調査を実施した民間事業者は、企業のPOSデータを集計する事業を、統計とは関係なく行っている企業であり、もともとデータを収集しているものと思う。そういった企業は、他の業界でもあると思うので、そういう企業を見つけてくるのが効率的だと思うし、個々の企業と交渉するよりもよいのではないかと思う。また、家電の販売ルートについては、メーカー直営店から家電大型専門店に集約され、最近では、ネット販売へと移行している中で、本調査の調査対象企業の全体に占めるシェアも変化しているのではないかと思う。現在は数値が変わらないとしても、将来的に伸び率等にどう影響していくのかというのが今後の課題ではないか。
- ・ 平成28年度の調査研究における本体調査との金額やカバレッジの差と、昨年度の試験調査における本体調査との結果の差について、どのように理解すればよいのか。
→ 平成28年度の調査研究は、集計対象の範囲を本調査の調査対象企業（23社）とあわせて上で、民間事業者から集計値を提供してもらう方法で実施した。このため、細かい内訳は把握できなかった。一方、平成30年度の試験調査は、統計調査として実施したため、詳細なデータも確認することができ、調整も可能であった。今回は試験調査に協力が得られた17社を対象とした検証であったが、差異は縮小した。
- ・ 現在、本調査には23社すべてが回答しているのであろうが、将来的には、報告者負担の軽減のため、POSデータの提出に切り替えたいとする企業も現れるという理解でよいのか。
→ 現在、ヒアリングをしている中では、そのような意見の企業もある。また、今回は一般統計調査であったが、基幹統計調査であれば更に協力が得られる可能性

もある。

- この調査方法は、調査実施者、報告者双方にメリットがあるように思う。後は間に入っている民間事業者が継続的に調査を実施可能かどうかという信頼性の面もあるが、その点は確認しているのか。
→ 今回は家電を網羅して把握している民間事業者に委託して実施したものである。他にもPOSデータを扱う民間事業者は存在する。また、現行の民間事業者の対応が困難になった場合も含めた調査設計も検討している。
- 今回の民間事業者の活用が困難となった場合、他の事業者でも対応は可能なのか。今回の調査方法は、今回委託した民間事業者と企業との間でデータの利用について契約があり、その枠組みを活用して調査を実施しているが、他の事業者でも同じ方法で調査の実施は可能なのか。また、データセンターにデータを吸い上げるような方法を導入できる余地はあるのか。
→ データセンターでデータを収集することとなると膨大なデータを扱わなければならないということもあり、なかなかすぐには難しい。今のところは、調査方法の選択肢の1つとして、POSデータでの提出も考えているところである。
- 今、家電大型専門店の話が出たが、他にPOSデータを活用できるような業種はあるのか。
→ POSデータを扱っている民間事業者は他にもあるが、今回の試験調査のように、ある業態のPOSデータを網羅的に保有しているところまでには至っていない。
- 従来の調査票を記入してもらう方法とPOSデータの提供を受ける場合で、コスト面はどうか。将来的に安価に実施できるか、他の業態にも拡大できるかも、今後の検討を実施していく上での分かれ道だと考える。
→ それについては現在調整中である。
- このような取組は評価している。今後、統計委員会に報告する際には、前向きに評価した上で、実践のためにクリアしなければならない課題の要点をまとめるとわかりやすいのではないか。
- POSデータを使用して調査をやめるということを考えているのか、それとも、今後、回答率が下がってくる可能性もあるので、行政記録情報等、いくつかの調査手法を採用していく中での1つの手法と考えているのか。POSデータの活用に限らず、行政記録情報等を使う場合も同様だが、何かのデータソースだけで判断するのではなく、様々なデータソースから、確率論的に組み合わせた上で精度の高い数字を見つけていくということが合理的ではないか。
→ 現在はPOSデータの活用はいくつかの選択肢の1つと考えている。
- 本部会において、特に何かを取りまとめるということではないので、ここでは報告を受けたという整理になると思う。POSデータの活用という意味では、家電大

型専門店は、1つの民間事業者がPOSデータをすべて保有しているため、結果数値の動きは本体調査とほぼ同じという理想的な状態である。また、POSデータによる情報は、本調査よりも詳細で、価格だけでなく数量やスペックの情報もあり、情報量が全く異なる。そういう意味では、本調査だけで使用するのではなく、他の統計調査も含めて、検討する情報ではないかと思う。本調査だけのために、POSデータを使うということであればあまりにもったいない感じがする。一方で、データの提供方法によっては、企業の秘密に関わる情報が外部にわかるようなことにもなりかねず、企業の協力が得られるかという問題もある。また、基幹統計調査とした場合、誰が報告者で誰が報告義務を負うのか、報告義務があるから、無料でデータを提供せよと言えるのかという難しい問題もある。そういった中で、POSデータを利用し、本調査だけでなく、もっと有用性の高い統計を作成することを考えてほしい。

- 今回の試験調査の場合は、POSデータから本調査に関する部分だけを抽出して利用しているので、二次的な利用をしても企業の秘密に関わるということにはないのではないか。
- その意味でも、データの収集方法は、企業が協力しやすいような形となるよう、十分に検討することが必要と考える。

(4) 答申（素案）について

イ 調査対象の範囲の変更

- ・ 調査対象範囲の変更に当たっては、ヘビーユーザーとも連携し、許容される誤差の状況を整理することになるのではないか。
- ・ 今回、調査対象範囲の一部除外を見送ることとしたため、その部分についても、郵送・オンライン調査で実施することを、答申（案）にも明示的に記載した方がよいのではないか。
 - 小規模事業所のみ調査員調査とすることは現実的ではない。このため、リソースを中核的な業務に振り分けることとの見合いで、小規模事業所についても、郵送・オンライン調査は適当と整理した上で、実査や調査結果への影響を検証する必要があるということかどうか。
 - 裾切りを前提として郵送・オンライン調査を可と整理したわけではないので、それほど心配しなくてもよいように思う。
 - 郵送・オンライン調査により、小規模事業所の回収率が下がることが懸念されるので、そういった点も指摘しておいてもよいのではないか。
 - 元々、郵送・オンライン調査に関する審議の際、経済産業省から、小規模事業所はオンライン調査になじまないとの説明もあった。少しでもよいからデータは収集すべきとの意見と、回答率が低下するかもしれないという意見を、どう整理するかというのはなかなか難しい。とはいえ、調査員調査に戻すことも合理的ではなく、一定の議論の内容は答申（案）に記録しておいてもよいので

はないか。

→ 小規模事業所について、慎重な分析が必要との宿題を残しておくことも必要ではないか。

ウ 報告者の変更

・ 母集団情報の整備については、調査員調査を廃止することにより、調査区内の新規事業者を把握できなくなることも理由ということであったかと思うが、そういったことも記載することは考えられるのではないか。また、現行は、経済センサス - 活動調査等の実施からそれなりの期間をおいて母集団情報が更新されているが、事業所母集団データベースの情報を活用して、より適時に更新することも考えられるので、そういったポジティブな改善として答申（案）に盛り込むことも考えられるのではないか。

・ 元々、事業所母集団データベースが整備されれば、すべての統計調査で母集団として活用できるという認識であったが、今回の一連の部会における議論を聞いてそれは難しいということがわかった。もう少し改善はできないものか。

→ 事業所母集団データベースで整備される対象は、行政記録情報からあがってくるすべての事業所という単位であり、一律整備できる情報の粒度としては限界もあるところ。現在では、産業分類でいえば小分類単位といったところまでを整備しており、そこから店舗が24時間営業か否かなど、特定の業種を更に深掘りするところまでを整備するというのは難しいと認識している。一方で、深掘りする前の分類レベルであれば母集団として提供可能であり、各調査で必要なレベルとしてさらに詳細な情報を整備することは否定されないと考えており、調査に付随する準備調査のような形で整備するなども考えられるのではないか。

→ 事業所母集団データベースの整備事業と異なり、追加的に名簿情報を把握することが統計調査に該当する可能性もあり、本調査での対応には限界がある。

エ その他の変更事項

・ 調査票の提出期限を早期化することについては、郵送・オンライン調査の導入に伴う影響を踏まえつつ、公表の早期化が図れないかどうかについて、この部分と今後の課題の最後に追記することとしたい。

ク 今後の課題

・ 「(2) 調査対象の範囲の変更に関する検証・検討」においては、学識経験者等の知見に加えて、ユーザーニーズの把握についても追記してはどうか。

(以 上)